

花と緑のまちづくり推進要綱（緑化助成編）

No.	Q	A
1	敷地面積が200㎡未満であっても助成対象になりますか？	助成対象です。
2	緑化助成対象基準はどのようなものでしょうか？	緑化基準（接道部緑化延長、地上部緑化面積、屋上等緑化面積）のいずれかを満たせば、助成対象となります。
3	既存マンションで助成を受けたいのですが？	緑化基準その他の要件を満たす場合、助成対象となります。ただし、既に緑化されている箇所は対象外です。
4	緑化助成の助成金はどのくらいでしょうか？	住宅系建物は要した経費の2/3、非住宅系建物は要した経費の1/2を助成金額とします。ただし、接道部 20,000円/㎡、地上部 10,000円/㎡、屋上部 30,000円/㎡、壁面部 5,000円/㎡が助成金の単価限度となります。 1件につき、上記合計助成金限度額は2,000,000円までとなります。
5	一度助成を受けた施設だが、再度助成を受けることは可能でしょうか？	同一敷地内の緑化事業に係る再申請は、前回の助成金交付の日から5年以上経過している場合に限りです。
6	事業認定と交付申請が別の年度になっても問題ないでしょうか？	同一年度内で申請していただく必要があります。
7	事業者が緑化計画時から変更になった場合、助成金の支払はどのようになるのでしょうか？	助成金の支払対象者は変更後の事業者となります。
8	助成金の受領は申請者以外でも可能でしょうか？	申請者のみです。
9	一度助成を受けた部分について、5年経過すれば改修や修繕を行うのに助成の対象になるのでしょうか？	同一部分については助成対象となりません。対象になるのは新たに緑化される部分や増設した緑化部分のみです。
10	マンションやテナントの賃借人でも緑化助成の申請が可能でしょうか？	所有者のみ申請が可能です。
11	緑化する部分の構造物の撤去費用も助成対象となるのでしょうか？	助成対象となります。ただし、撤去する構造物の面積は緑化部分の面積に含まれますので面積を二重に計上することはできません。 例：緑化面積10㎡、緑化する部分に設置されている撤去予定の構造物の面積2㎡の場合、助成対象面積は10㎡となります。
12	マンションの1区画（1部屋）について助成を受けられますか？	基本的に対象外です。